久喜市議会
令和２年１１月定例会議案

議　　案　　目　　録

議案第　８４号　令和２年度久喜市一般会計補正予算（第７号）について …… １
議案第　８５号　令和２年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第３号）について …… ２
議案第　８６号　令和２年度久喜市水道事業会計補正予算（第２号）について …… ３
議案第　８７号　久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 …… ４
議案第　８８号　久喜市税条例の一部を改正する条例 …… ５
議案第　８９号　久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 …… ８
議案第　９０号　久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 …… ９
議案第　９１号　久喜市高齢者生活援助サービス条例を廃止する条例 …… １０
議案第　９２号　久喜市介護保険条例の一部を改正する条例 …… １１
議案第　９３号　久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 …… １２
議案第　９４号　久喜市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 …… １３
議案第　９５号　久喜市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例 …… １５
議案第　９６号　財産の取得について …… １６
議案第　９７号　久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変更について …… １７
議案第　９８号　指定管理者の指定について …… ２６
議案第　９９号　指定管理者の指定について …… ２７
議案第１００号　指定管理者の指定について …… ２９
議案第１０１号　指定管理者の指定について …… ３０
議案第１０２号　指定管理者の指定について …… ３１
議案第１０３号　指定管理者の指定について …… ３２
報告第　１４号　専決処分の報告について …… ３３
報告第　１５号　賃貸借契約の締結の報告について …… ３５

議案第８４号

令和２年度久喜市一般会計補正予算（第７号）について

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第7号)を別冊のとおり提出する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

議案第８５号

令和２年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第３号）について

令和2年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

議案第８６号

令和２年度久喜市水道事業会計補正予算（第２号）について

令和2年度久喜市水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

議案第８７号

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成22年久喜市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(防疫作業手当の特例)

3　第3条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずる業務として規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2　この条例による改正後の久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(防疫作業手当の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された防疫作業手当は、改正後の条例の規定による防疫作業手当の内払とみなす。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に対し支給する防疫作業手当の額を定めたいため、この案を提出するものであります。

議案第８８号

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52

項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)　附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定　令和3年1月1日

(2)　第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第3条の規定　令和3年10月1日

(3)　第19条、第20条、第23条第3項、第31条、第48条、第50条、第52条及び附則第3条の2の改正規定並びに次条の規定　令和4年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条　前条第3号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「3号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が3号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2　3号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条　附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第８９号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則第7項及び第8項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附　則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

租税特別措置法の一部改正による低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９０号

久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

久喜市後期高齢者医療に関する条例(平成22年久喜市条例第134号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９１号

久喜市高齢者生活援助サービス条例を廃止する条例

久喜市高齢者生活援助サービス条例(平成22年久喜市条例第133号)は、廃止する。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

久喜市高齢者生活援助サービスを廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第９２号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９３号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立江面児童クラブの項中「20人」を「35人」に改める。

附　則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

江面第一小学校校舎内において移転開所する放課後児童クラブについて、変更後の定員を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第９４号

久喜市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条　久喜市下水道事業の設置等に関する条例（平成28年久喜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市下水道事業（」の次に「公共下水道事業及び農業集落排水事業で久喜市が行うものをいう。」を加える。

第3条第2項から第4項までを次のように改める。

2　下水道事業のうち公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）の排水区域面積は、3,643.2ヘクタールとする。

3　公共下水道事業の排水人口は、121,010人とする。

4　公共下水道事業の1日最大汚水量は、80,120立方メートルとする。

第3条に次の3項を加える。

5　下水道事業のうち農業集落排水事業（以下「農業集落排水事業」という。）の排水区域面積は、521ヘクタールとする。

6　農業集落排水事業の排水人口は、19,290人とする。

7　農業集落排水事業の1日最大汚水量は、5,787立方メートルとする。

（久喜市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第2条　久喜市農業集落排水処理施設条例（平成22年久喜市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第23条の表北中曽根地区農業集落排水処理施設維持管理組合の項を削る。

別表第1久喜市北中曽根地区農業集落排水処理施設の項を削る。

（久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例の一部改正）

第3条　久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例（平成22年久喜市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表北中曽根地区の項を削る。

（久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第4条　久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成22年久喜市条例第215号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（受益者負担金に関する特例措置）

3　久喜市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年久喜市条例第　　号）第3条の規定による改正前の久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例（平成22年久喜市条例第160号）第5条の規定に

より市長が受益者分担金を賦課した同条例第2条の受益者のうち、同条例別表の北中曽根地区の規定を適用して受益者分担金を賦課したものに対しては、第6条の規定にかかわらず、市長は、当該受益者分担金の賦課の対象となった家屋又は事業所等の敷地の用に供されている土地に係る負担金を賦課しない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（久喜市農業集落排水事業特別会計条例の廃止）

2　久喜市農業集落排水事業特別会計条例（平成22年久喜市条例第58号）は、廃止する。

（久喜市農業集落排水事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置）

3　前項の規定による廃止前の久喜市農業集落排水事業特別会計条例による久喜市農業集落排水事業特別会計に係る令和2年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

久喜市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、北中曽根地区農業集落排水処理施設を廃止して公共下水道の排水区域にするに当たり、関係条例について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第９５号

久喜市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例

久喜市水洗便所改造資金貸付条例(平成22年久喜市条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

4　当分の間、第10条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

貸付金の延滞金の特例を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第９６号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

１	財産の種類	(仮称)久喜市立学校給食センター食器等
２	数量	一式
３	取得金額	217,800,000円
４	契約の相手方	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目177番地1 株式会社中西製作所　北関東支店 支店長　清　水　建　至

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　梅　田　修　一

提案理由

(仮称)久喜市立学校給食センター食器等を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第９７号

久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変更について

久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の一部を次のとおり変更することについて、議決を求める。

頁　　等	変　更　後	変　更　前
目次	改元に伴い、平成31年5月1日以降の年及び平成31年度以降の年度は、新元号の年及び年度に読み替えるものとします。	（新設）
49頁中 上から3行目 及び図3-3-2	別紙1参照	別紙1参照
50頁中 上から3行目 及び図3-3-3	別紙2参照	別紙2参照
51頁中 上から 3 行目 及び図 3-3-4	別紙3参照	別紙3参照
52頁上から24行目及び27行目	(4)リデュース、リユースの活発化 さらに、リユースを活発化させる働きかけを行うことにより、ごみの削減を図ります。	(4)リデュースの活発化 （新設）
53頁上から19行目及び27行目	家庭から排出される「燃やせるごみ」には、紙類、布類等 (3)熱回収（サーマルリサイクル）の推進 　最新のエネルギー回収技術を導入し、ごみの焼却エネルギー利用を推進します。	家庭から排出される「燃やせるごみ」には、紙類、布類やプラスチック類等 （新設）

55頁上から24行目	2)処理後残渣の適正な処理と資源化量の増加	2)処理後残渣の適正な処理
56頁上から16行目	(削る)	生ごみの堆肥化については、現在、市内の一部の地区においてモデル事業として実施していますが、多くの経費がかかること等が課題となっています。今後の生ごみの処理に係る方針については、施設の整備に向けて、現在実施している堆肥化も含めて、他の減量化や資源化につながる方策を検討することとします。
資料編	資-1-2、資-2-2、資-3-2、資-4-2を追加	(追加)

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

本市のごみ処理を計画的に推進するため、久喜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の一部を変更したいので、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

別紙１

P49　目標2 焼却処理量目標	変更後 1人1日当たりの焼却処理量を 令和14年度までには、600グラム以下にします。 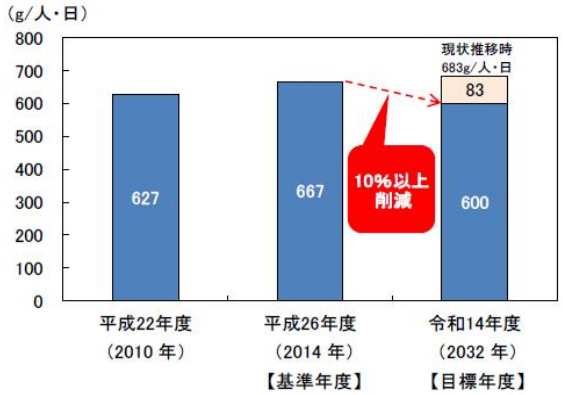 図 3-3-2　1 人 1 日当たりの焼却処理量 ※：平成 26 年度の焼却処理量は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の量を含みます。 変更前 1人1日当たりの焼却処理量を 平成44年度までには、542グラム以下にします。 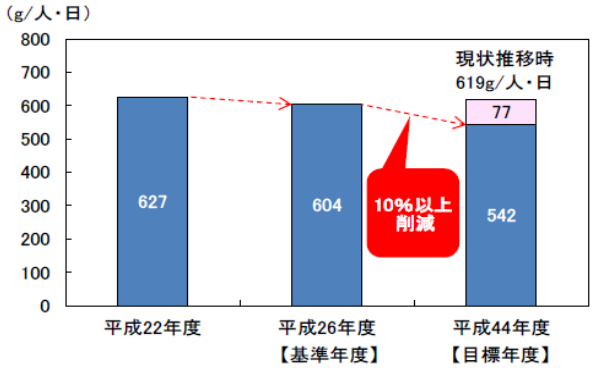 図 3-3-2　1 人 1 日当たりの焼却処理量

別紙２

<table>
<tr><td rowspan="4">P50　目標3
最終処分量
目標</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td>最終処分量を
令和14年度までには、1,146トン以下にします。
 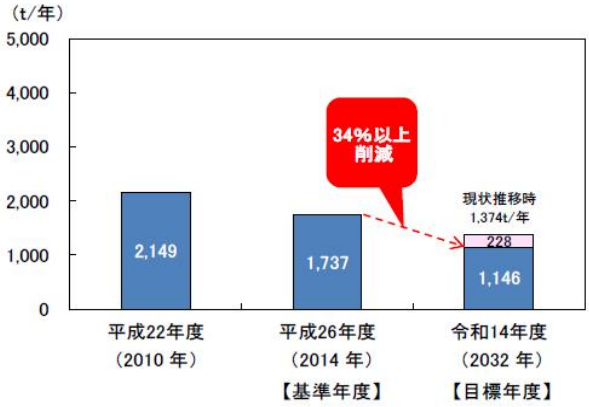

図 3-3-3　最終処分量
※：平成 26 年度の最終処分量は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の量を含みます。</td></tr>
<tr><td>変更前</td></tr>
<tr><td>最終処分量を
平成44年度までには、1,086トン以下にします。
 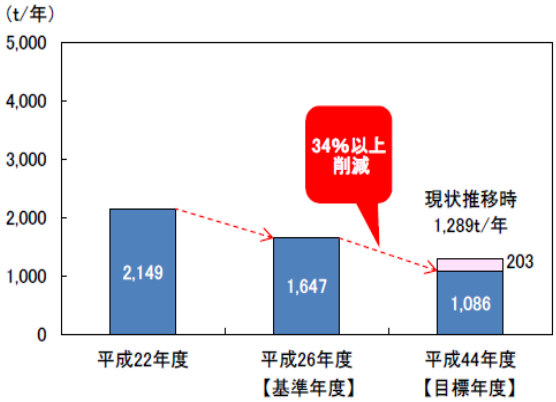

図 3-3-3　最終処分量</td></tr>
</table>

別紙３

P51　目標4 資源化目標	変更後 再生利用率(リサイクル率)を 令和14年度までには、29.4%以上に引き上げます。 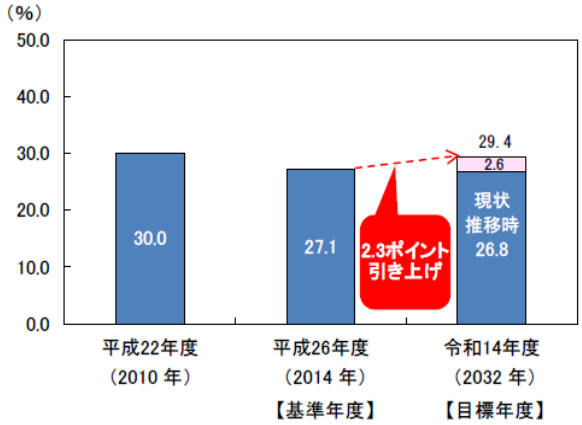 図 3-3-4　資源化目標 ※：平成 26 年度のリサイクル率は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の値を除きます。
	変更前 再生利用率(リサイクル率)を 平成44年度までには、34.6%以上に引き上げます。 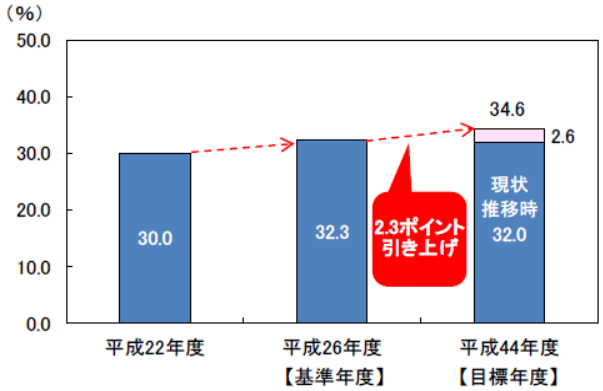 図 3-3-4　資源化目標

3. 現状推移時（平成 27 年度以降はプラスチック製容器包装等を焼却した場合）

項目	単位	年度										予測																	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口　（4月1日）	人	157,019	157,164	157,305	157,324	157,423	157,007	156,562	155,879	155,507	154,997	152,516	151,958	151,401	150,843	150,286	149,728	148,993	148,257	147,522	146,786	146,051	145,137	144,223	143,308	142,394	141,480	140,442	139,404
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
ごみ総排出量	t/年	54,625	55,558	54,317	52,536	51,006	49,708	50,033	48,781	49,226	48,105	47,885	47,569	47,430	47,303	47,308	46,989	46,829	46,631	46,563	46,205	45,977	45,737	45,630	45,265	45,033	44,759	44,611	44,188
計画処理量	t/年	51,832	52,680	51,248	49,714	48,382	47,236	47,799	46,642	47,249	46,305	45,983	45,690	45,569	45,456	45,466	45,164	45,015	44,829	44,770	44,428	44,209	43,983	43,883	43,536	43,315	43,055	42,917	42,511
家庭系 家庭系合計	t/年	43,870	44,627	43,725	41,722	40,579	39,467	39,960	38,337	38,327	37,509	37,199	36,929	36,772	36,622	36,573	36,330	36,145	35,959	35,876	35,595	35,412	35,186	35,062	34,739	34,518	34,294	34,133	33,787
家庭系 ごみ合計	t/年	31,656	32,393	32,185	31,854	31,050	30,188	29,593	27,445	27,294	30,418	30,151	29,930	29,799	29,675	29,634	29,437	29,287	29,134	29,068	28,838	28,689	28,507	28,405	28,143	27,965	27,783	27,652	27,372
家庭系 ごみ合計 燃やせるごみ	t/年	28,599	29,315	29,265	29,173	28,602	27,801	27,029	25,220	25,019	28,183	27,937	27,733	27,612	27,498	27,460	27,277	27,137	26,996	26,938	26,723	26,585	26,416	26,322	26,080	25,913	25,745	25,624	25,364
家庭系 ごみ合計 燃やせないごみ	t/年	2,439	2,402	2,247	2,041	1,764	1,727	1,907	1,701	1,702	1,660	1,644	1,631	1,623	1,616	1,614	1,604	1,595	1,588	1,583	1,571	1,562	1,552	1,547	1,532	1,523	1,513	1,506	1,490
家庭系 ごみ合計 有害ごみ	t/年	113	110	107	97	108	106	123	108	107	109	108	108	108	106	106	106	106	104	103	103	103	103	101	101	101	99	99	99
家庭系 ごみ合計 粗大ごみ	t/年	505	566	566	543	576	554	534	416	466	466	462	458	456	455	454	450	449	446	444	441	439	436	435	430	428	426	423	419
家庭系 資源合計	t/年	12,214	12,234	11,540	9,868	9,529	9,279	10,367	10,892	11,033	7,091	7,048	6,999	6,973	6,947	6,939	6,893	6,858	6,825	6,808	6,757	6,723	6,679	6,657	6,596	6,553	6,511	6,481	6,415
家庭系 資源合計 プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	t/年	1,947	1,975	1,987	1,868	2,008	2,026	2,436	2,775	2,798	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
家庭系 資源合計 紙類・衣類等	t/年	7,648	7,689	6,969	5,536	5,077	4,847	5,466	5,631	5,746	5,228	5,197	5,161	5,142	5,122	5,116	5,082	5,057	5,032	5,020	4,982	4,957	4,925	4,909	4,863	4,832	4,800	4,779	4,730
家庭系 資源合計 飲料用びん・缶・ペットボトル	t/年	2,053	1,980	2,002	1,916	1,931	1,919	1,975	1,921	1,909	1,863	1,851	1,838	1,831	1,825	1,823	1,811	1,801	1,793	1,788	1,775	1,766	1,754	1,748	1,733	1,721	1,711	1,702	1,685
家庭系 資源合計 台所資源（生ごみ）	t/年	566	590	582	548	513	487	490	565	580	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系 事業系合計	t/年	7,962	8,053	7,523	7,992	7,803	7,769	7,839	8,305	8,922	8,796	8,784	8,761	8,797	8,834	8,893	8,834	8,870	8,870	8,894	8,833	8,797	8,797	8,821	8,797	8,797	8,761	8,784	8,724
事業系 ごみ合計	t/年	7,319	7,363	6,962	7,357	7,201	7,142	7,180	7,687	8,340	8,596	8,579	8,559	8,597	8,636	8,695	8,639	8,675	8,677	8,699	8,642	8,607	8,607	8,631	8,609	8,609	8,576	8,598	8,541
事業系 ごみ合計 燃やせるごみ	t/年	7,019	7,053	6,676	7,093	6,988	6,922	6,965	7,506	8,142	8,464	8,445	8,425	8,463	8,503	8,560	8,506	8,542	8,543	8,565	8,509	8,475	8,475	8,499	8,478	8,478	8,446	8,468	8,412
事業系 ごみ合計 燃やせないごみ	t/年	187	211	176	172	161	162	165	140	127	95	97	96	96	95	96	94	94	95	95	94	93	93	93	92	92	91	91	91
事業系 ごみ合計 有害ごみ	t/年	8	8	7	7	7	8	8	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5
事業系 ごみ合計 粗大ごみ	t/年	105	91	103	85	45	50	42	33	63	31	31	32	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
事業系 資源合計	t/年	643	690	561	635	602	627	659	618	582	200	205	202	200	198	198	195	195	193	195	191	190	190	190	188	188	185	186	183
事業系 資源合計 プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	t/年	320	324	283	325	314	337	362	358	350	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系 資源合計 紙類・衣類等	t/年	193	224	170	183	180	175	195	157	141	116	119	117	116	115	115	113	113	112	113	111	110	110	110	109	109	107	108	106
事業系 資源合計 飲料用びん・缶・ペットボトル	t/年	130	142	108	127	108	115	102	103	91	84	86	85	84	83	83	82	82	81	82	80	80	80	80	79	79	78	78	77
集団回収量	t/年	2,793	2,878	3,069	2,822	2,624	2,472	2,234	2,139	1,977	1,800	1,902	1,879	1,861	1,847	1,842	1,825	1,814	1,802	1,793	1,777	1,768	1,754	1,747	1,729	1,718	1,704	1,694	1,677
集団回収量 新聞	t/年	1,827	1,859	1,990	1,781	1,647	1,570	1,377	1,326	1,197	1,072	1,133	1,118	1,108	1,100	1,096	1,085	1,080	1,072	1,066	1,057	1,051	1,043	1,038	1,028	1,023	1,013	1,008	997
集団回収量 雑誌・ざつがみ	t/年	531	567	568	550	509	479	487	457	434	398	421	417	412	409	408	405	401	399	398	394	392	388	387	383	380	378	375	371
集団回収量 ダンボール	t/年	359	373	421	410	389	357	293	270	264	254	268	265	263	260	260	258	256	254	253	250	249	248	247	244	242	240	239	237
集団回収量 飲料用紙パック	t/年	11	12	20	10	12	11	12	12	11	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
集団回収量 布類	t/年	53	55	56	59	54	55	65	74	71	66	69	69	68	68	68	67	67	67	66	66	66	65	65	64	63	63	62	62
集団回収量 リターナブルびん	t/年	6	6	5	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集団回収量 アルミ缶	t/年	6	6	9	8	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ごみ総排出量原単位	g/人・日	953.1	968.5	943.4	914.9	887.7	867.4	873.2	857.4	867.3	850.3	857.8	857.6	858.3	859.2	860.1	859.8	861.1	861.7	862.4	862.4	862.5	863.4	864.4	865.4	866.5	866.7	867.9	868.4
家庭系ごみ原単位（ごみ＋資源）	g/人・日	765.4	778.0	759.4	726.5	706.2	688.7	697.3	673.8	675.3	663.0	666.4	665.8	665.5	665.2	664.9	664.8	664.7	664.5	664.5	664.4	664.3	664.2	664.3	664.2	664.2	664.1	664.0	664.0
家庭系ごみ原単位（ごみ）	g/人・日	552.3	564.7	559.0	554.7	540.4	526.8	516.4	482.4	480.9	479.3	481.2	480.7	480.4	480.1	479.9	479.8	479.7	479.5	479.5	479.4	479.3	479.2	479.3	479.2	479.2	479.1	479.1	479.1
家庭系ごみ原単位（資源）	g/人・日	213.1	213.3	200.4	171.8	165.8	161.9	180.9	191.4	194.4	183.7	185.2	185.1	185.1	185.1	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	185.0	184.9	184.9
事業系ごみ原単位（ごみ＋資源）	t/日	21.8	22.1	20.6	21.9	21.4	21.3	21.4	22.8	24.4	24.1	24.0	24.0	24.1	24.2	24.3	24.2	24.3	24.3	24.3	24.2	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1	24.0	24.0	23.9
事業系ごみ原単位（ごみ）	t/日	20.0	20.2	19.1	20.2	19.8	19.6	19.6	21.1	22.8	23.6	23.4	23.4	23.6	23.7	23.8	23.7	23.8	23.8	23.8	23.7	23.6	23.6	23.6	23.6	23.6	23.5	23.5	23.4
事業系ごみ原単位（資源）	t/日	1.8	1.9	1.5	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
集団回収	g/人・日	48.7	50.2	53.3	49.1	45.7	43.1	39.0	37.6	34.8	31.8	34.1	33.9	33.7	33.5	33.5	33.4	33.4	33.3	33.2	33.2	33.2	33.1	33.1	33.1	33.1	33.0	33.0	33.0

注1. ごみ総排出量については、小数点以下の数値を端数調整して示しています（ごみや資源の排出量は小数第一位を四捨五入しているため、品目別の和と合計欄の値が一致しない場合があります。）

注2. 計画処理量については、※1・※2は同値になります。

※1：家庭系ごみ、事業系ごみの合計

※2：ごみ・資源の品目別の合計

注3. 平成26年度以降の家庭系の燃やせるごみは、家庭系のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）と台所資源（生ごみ）を含みます。

注4. 平成26年度以降の家庭系ごみ原単位（ごみ）は、プラスチック製容器包装等の量（平成26年度（基準年度）は58g/人・日（プラスチック製容器包装は49g/人・日、台所資源（生ごみ）は9g/人・日）、令和14年度（目標年度）は59g/人・日（プラスチック製容器包装は50g/人・日、台所資源（生ごみ）は9g/人・日））を除きます。

	項　　目	単位	年度										予測																	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
ごみ処理・処分量	焼却処理量	t/年	36,515	37,062	37,001	37,851	36,828	35,903	35,063	34,096	34,454	37,726	37,464	37,233	37,145	37,066	37,085	36,841	36,733	36,587	36,549	36,269	36,092	35,916	35,844	35,571	35,399	35,191	35,088	34,762
	燃やせるごみ（全量）	t/年	35,476	36,042	35,526	36,218	35,513	34,601	33,786	32,606	33,085	36,619	36,354	36,130	36,047	35,973	35,992	35,756	35,652	35,512	35,476	35,205	35,033	34,864	34,794	34,532	34,365	34,165	34,066	33,750
	破砕処理後焼却処理量ほか	t/年	988	895	1,366	1,555	1,307	1,246	1,221	1,430	1,314	1,107	1,110	1,103	1,098	1,093	1,093	1,085	1,081	1,075	1,073	1,064	1,059	1,052	1,050	1,039	1,034	1,026	1,022	1,012
	生ごみ残渣	t/年	51	125	109	78	8	56	56	60	55	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	637.1	646.1	642.7	659.2	640.9	626.5	611.9	599.3	607.0	666.8	671.1	671.3	672.2	673.2	674.2	674.1	675.5	676.1	676.9	677.0	677.0	678.0	679.0	680.0	681.1	681.5	682.6	683.2
	焼却処理率	%	66.8	66.7	68.1	72.0	72.2	72.2	70.1	69.9	70.0	78.4	78.2	78.3	78.3	78.4	78.4	78.4	78.4	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	78.6	78.6	78.6	78.6	78.7	78.7
	プラスチック固形燃料化	t/年	1,538	1,725	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	剪定枝資源化	t/年	153	146	112	88	83	68	54	60	37	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26
	生ごみ堆肥化（生ごみ回収量）	t/年	610	638	629	554	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	生ごみ減容化及び堆肥化（生ごみ回収量）	t/年	－	－	－	－	516	513	438	494	469	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	最終処分量	t/年	3,868	3,737	3,181	2,680	2,187	2,149	2,641	2,430	1,690	1,737	1,728	1,718	1,706	1,693	1,684	1,658	1,636	1,618	1,597	1,570	1,545	1,519	1,497	1,468	1,445	1,420	1,401	1,374
	直接埋立	t/年	243	233	188	278	238	191	267	250	53	44	44	44	44	44	44	43	43	43	43	42	42	41	41	41	41	41	41	40
	焼却残渣	t/年	2,599	2,411	1,964	1,410	1,154	1,100	1,451	1,371	839	944	943	945	947	950	956	950	947	949	948	942	939	935	934	927	924	919	918	910
	中間処理施設処理残渣	t/年	1,026	1,093	1,029	992	795	858	923	809	798	749	741	729	715	699	684	665	646	626	606	586	564	543	522	500	480	460	442	424
	1人1日当たり最終処分量	g/人・日	67.5	65.1	55.3	46.7	38.1	37.5	46.1	42.7	29.8	30.7	31.0	31.0	30.9	30.8	30.6	30.3	30.1	29.9	29.6	29.3	29.0	28.7	28.4	28.1	27.8	27.5	27.3	27.0
	最終処分率	%	7.1	6.7	5.9	5.1	4.3	4.3	5.3	5.0	3.4	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1
	再生利用量	t/年	18,083	18,594	16,955	15,146	15,340	14,910	15,464	15,583	16,255	13,016	13,056	12,952	12,891	12,837	12,820	12,726	12,669	12,601	12,571	12,471	12,405	12,330	12,293	12,177	12,106	12,025	11,970	11,852
	直接資源化量	t/年	10,019	10,193	9,777	7,978	8,302	8,133	9,160	9,615	9,739	6,731	6,699	6,652	6,626	6,601	6,593	6,548	6,517	6,484	6,471	6,420	6,386	6,346	6,327	6,267	6,228	6,186	6,160	6,097
	プラスチック製容器包装	t/年	635	698	1,494	1,399	1,609	1,647	2,028	2,397	2,416	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	紙類・衣類等	t/年	7,825	7,939	6,756	5,168	5,261	5,010	5,682	5,783	5,887	5,341	5,313	5,275	5,255	5,234	5,228	5,192	5,167	5,141	5,130	5,090	5,064	5,032	5,016	4,969	4,938	4,904	4,884	4,833
	飲食料用びん・缶・ペットボトル	t/年	1,559	1,556	1,527	1,411	1,432	1,476	1,450	1,435	1,436	1,390	1,386	1,377	1,371	1,367	1,365	1,356	1,350	1,343	1,341	1,330	1,322	1,314	1,311	1,298	1,290	1,282	1,276	1,264
	中間処理後再生利用量	t/年	5,271	5,523	4,109	4,346	4,414	4,305	4,070	3,829	4,539	4,485	4,455	4,421	4,404	4,389	4,385	4,353	4,338	4,315	4,307	4,274	4,251	4,230	4,219	4,181	4,160	4,135	4,116	4,078
	焼却灰・ばいじん資源化量（セメント・路盤材の原料、人工砂）	t/年	1,599	1,861	2,160	2,411	2,599	2,617	2,336	2,163	2,741	3,106	3,089	3,066	3,052	3,043	3,040	3,019	3,009	2,994	2,989	2,964	2,949	2,933	2,927	2,902	2,888	2,870	2,859	2,832
	プラスチック固形燃料化	t/年	1,538	1,500	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	生ごみ施設投入量	t/年	513	568	509	533	512	431	438	494	469	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	剪定枝資源化量	t/年	153	146	112	88	83	67	54	61	37	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26
	ガラス・金属類	t/年	1,468	1,448	1,328	1,314	979	936	1,003	890	976	928	921	913	910	906	905	898	895	889	887	881	875	871	867	859	853	849	844	835
	飲料用びん・缶（八甫のみ）	t/年					241	254	239	221	221	211	207	205	204	203	203	201	200	199	198	197	196	195	194	192	191	190	188	187
	ふとん	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	小型家電リサイクル	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	91	200	198	197	198	197	197	196	195	194	194	193	192	192	192	190	190	188	187	186
	集団回収量	t/年	2,793	2,878	3,069	2,822	2,624	2,472	2,234	2,139	1,977	1,800	1,902	1,879	1,861	1,847	1,842	1,825	1,814	1,802	1,793	1,777	1,768	1,754	1,747	1,729	1,718	1,704	1,694	1,677
	再生利用率（リサイクル率）	%	33.1	33.5	31.2	28.8	30.1	30.0	30.9	31.9	33.0	27.1	27.3	27.2	27.2	27.1	27.1	27.1	27.1	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	26.9	26.9	26.9	26.9	26.8	26.8

注1. 処理・処分量は小数第一位を四捨五入しているため、各項目の和と合計欄の値が一致しない場合があります。
注2. 集団回収量は、H21までは紙類・衣類、びん、缶。H22以降は全量紙類・衣類。
注3. 焼却処理率＝焼却処理量÷計画処理量
注4. 最終処分率＝最終処分量÷計画処理量
注5. リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量
注6. 平成26年度の1人1日当たり焼却処理量（666.8g/人・日）は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の量（プラスチック製容器包装等は63g/人・日（プラスチック製容器包装は53g/人・日、台所資源（生ごみ）は10g/人・日））を含みます。
注7. 平成26年度の最終処分量（1,737t）は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の量（プラスチック製容器包装等は90t/年（プラスチック製容器包装は76t/年、台所資源（生ごみ）は14t/年））を含みます。
注8. 平成26年度の再生利用率（リサイクル率（27.1%）は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の値（プラスチック製容器包装等は5.2%（プラスチック製容器包装は4.4%、台所資源（生ごみ）は0.8%））を除きます。

4. 将来予測（平成 27 年度以降はプラスチック製容器包装等を焼却した場合）

項目	単位	年度										予測																	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口　（4月1日）	人	157,019	157,164	157,305	157,324	157,423	157,007	156,562	155,879	155,507	154,997	152,516	151,958	151,401	150,843	150,286	149,728	148,993	148,257	147,522	146,786	146,051	145,137	144,223	143,308	142,394	141,480	140,442	139,404
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
ごみ総排出量	t/年	54,625	55,558	54,317	52,536	51,006	49,708	50,033	48,781	49,226	48,105	47,885	47,569	47,430	47,303	47,308	42,639	42,492	42,312	42,251	41,925	41,719	41,501	41,403	41,069	40,858	40,611	40,477	40,092
計画処理量	t/年	51,832	52,680	51,248	49,714	48,382	47,236	47,799	46,642	47,249	46,305	45,983	45,690	45,569	45,456	45,466	40,814	40,678	40,510	40,458	40,148	39,951	39,747	39,656	39,340	39,140	38,907	38,783	38,415
家庭系 家庭系合計	t/年	43,870	44,627	43,725	41,722	40,579	39,467	39,960	38,337	38,327	37,509	37,199	36,929	36,772	36,622	36,573	32,797	32,629	32,462	32,388	32,134	31,970	31,766	31,653	31,360	31,160	30,960	30,814	30,502
家庭系 ごみ合計	t/年	31,656	32,393	32,185	31,854	31,050	30,188	29,593	27,445	27,294	30,418	30,151	29,930	29,799	29,675	29,634	25,904	25,771	25,637	25,580	25,377	25,247	25,087	24,996	24,764	24,607	24,449	24,333	24,087
家庭系 燃やせるごみ	t/年	28,599	29,315	29,265	29,173	28,602	27,801	27,029	25,220	25,019	28,183	27,937	27,733	27,612	27,498	27,460	23,905	23,781	23,658	23,608	23,419	23,300	23,151	23,068	22,855	22,708	22,562	22,456	22,228
家庭系 燃やせないごみ	t/年	2,439	2,402	2,247	2,041	1,764	1,727	1,907	1,701	1,702	1,660	1,644	1,631	1,623	1,616	1,614	1,443	1,435	1,429	1,425	1,414	1,405	1,397	1,392	1,378	1,370	1,362	1,355	1,341
家庭系 有害ごみ	t/年	113	110	107	97	108	106	123	108	107	109	108	108	108	106	106	106	106	104	103	103	103	103	101	101	101	99	99	99
家庭系 粗大ごみ	t/年	505	566	566	543	576	554	534	416	466	466	462	458	456	455	454	450	449	446	444	441	439	436	435	430	428	426	423	419
家庭系 資源合計	t/年	12,214	12,234	11,540	9,868	9,529	9,279	10,367	10,892	11,033	7,091	7,048	6,999	6,973	6,947	6,939	6,893	6,858	6,825	6,808	6,757	6,723	6,679	6,657	6,596	6,553	6,511	6,481	6,415
家庭系 プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	t/年	1,947	1,975	1,987	1,868	2,008	2,026	2,436	2,775	2,798	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
家庭系 紙類・衣類等	t/年	7,648	7,689	6,969	5,536	5,077	4,847	5,466	5,631	5,746	5,228	5,197	5,161	5,142	5,122	5,116	5,082	5,057	5,032	5,020	4,982	4,957	4,925	4,909	4,863	4,832	4,800	4,779	4,730
家庭系 飲料用びん・缶・ペットボトル	t/年	2,053	1,980	2,002	1,916	1,931	1,919	1,975	1,921	1,909	1,863	1,851	1,838	1,831	1,825	1,823	1,811	1,801	1,793	1,788	1,775	1,766	1,754	1,748	1,733	1,721	1,711	1,702	1,685
家庭系 台所資源（生ごみ）	t/年	566	590	582	548	513	487	490	565	580	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系 事業系合計	t/年	7,962	8,053	7,523	7,992	7,803	7,769	7,839	8,305	8,922	8,796	8,784	8,761	8,797	8,834	8,893	8,017	8,049	8,048	8,070	8,014	7,981	7,981	8,003	7,980	7,980	7,947	7,969	7,913
事業系 ごみ合計	t/年	7,319	7,363	6,962	7,357	7,201	7,142	7,180	7,687	8,340	8,596	8,579	8,559	8,597	8,636	8,695	7,822	7,854	7,855	7,875	7,823	7,791	7,791	7,813	7,792	7,792	7,762	7,783	7,730
事業系 燃やせるごみ	t/年	7,019	7,053	6,676	7,093	6,988	6,922	6,965	7,506	8,142	8,464	8,445	8,425	8,463	8,503	8,560	7,689	7,721	7,721	7,741	7,690	7,659	7,659	7,681	7,661	7,661	7,632	7,653	7,601
事業系 燃やせないごみ	t/年	187	211	176	172	161	162	165	140	127	95	97	96	96	95	96	94	94	95	95	94	93	93	93	92	92	91	91	91
事業系 有害ごみ	t/年	8	8	7	7	7	8	8	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5
事業系 粗大ごみ	t/年	105	91	103	85	45	50	42	33	63	31	31	32	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
事業系 資源合計	t/年	643	690	561	635	602	627	659	618	582	200	205	202	200	198	198	195	195	193	195	191	190	190	190	188	188	185	186	183
事業系 プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	t/年	320	324	283	325	314	337	362	358	350	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系 紙類・衣類等	t/年	193	224	170	183	180	175	195	157	141	116	119	117	116	115	115	113	113	112	113	111	110	110	110	109	109	107	108	106
事業系 飲料用びん・缶・ペットボトル	t/年	130	142	108	127	108	115	102	103	91	84	86	85	84	83	83	82	82	81	82	80	80	80	80	79	79	78	78	77
集団回収量	t/年	2,793	2,878	3,069	2,822	2,624	2,472	2,234	2,139	1,977	1,800	1,902	1,879	1,861	1,847	1,842	1,825	1,814	1,802	1,793	1,777	1,768	1,754	1,747	1,729	1,718	1,704	1,694	1,677
集団回収量 新聞	t/年	1,827	1,859	1,990	1,781	1,647	1,570	1,377	1,326	1,197	1,072	1,133	1,118	1,108	1,100	1,096	1,085	1,080	1,072	1,066	1,057	1,051	1,043	1,038	1,028	1,023	1,013	1,008	997
集団回収量 雑誌・ざつがみ	t/年	531	567	568	550	509	479	487	457	434	398	421	417	412	409	408	405	401	399	398	394	392	388	387	383	380	378	375	371
集団回収量 ダンボール	t/年	359	373	421	410	389	357	293	270	264	254	268	265	263	260	260	258	256	254	253	250	249	248	247	244	242	240	239	237
集団回収量 飲料用紙パック	t/年	11	12	20	10	12	11	12	12	11	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
集団回収量 布類	t/年	53	55	56	59	54	55	65	74	71	66	69	69	68	68	68	67	67	67	66	66	66	65	65	64	63	63	62	62
集団回収量 リターナブルびん	t/年	6	6	5	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集団回収量 アルミ缶	t/年	6	6	9	8	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ごみ総排出量原単位	g/人・日	953.1	968.5	943.4	914.9	887.7	867.4	873.2	857.4	867.3	850.3	857.8	857.6	858.3	859.2	860.1	780.2	781.4	781.9	782.5	782.5	782.6	783.4	784.4	785.1	786.1	786.4	787.5	787.9
家庭系ごみ原単位（ごみ＋資源）	g/人・日	765.4	778.0	759.4	726.5	706.2	688.7	697.3	673.8	675.3	663.0	666.4	665.8	665.4	665.2	664.9	600.1	600.0	599.9	599.9	599.8	599.7	599.6	599.7	599.5	599.5	599.5	599.5	599.5
家庭系ごみ原単位（ごみ）	g/人・日	552.3	564.7	559.0	554.7	540.4	526.8	516.4	482.4	480.9	479.3	481.2	480.7	480.3	480.1	479.9	415.1	415.1	414.9	415.0	414.9	414.8	414.7	414.8	414.6	414.6	414.6	414.6	414.6
家庭系ごみ原単位（資源）	g/人・日	213.1	213.3	200.4	171.8	165.8	161.9	180.9	191.4	194.4	183.7	185.2	185.1	185.1	185.1	185.0	185.0	184.9	185.0	184.9	184.9	184.9	184.9	184.9	184.9	184.9	184.9	184.9	184.9
事業系ごみ原単位（ごみ＋資源）	t/日	21.8	22.1	20.6	21.9	21.4	21.3	21.4	22.8	24.4	24.1	24.0	24.0	24.1	24.2	24.3	22.0	22.1	22.0	22.0	22.0	21.9	21.9	21.9	21.9	21.9	21.8	21.8	21.7
事業系ごみ原単位（ごみ）	t/日	20.0	20.2	19.1	20.2	19.8	19.6	19.6	21.1	22.8	23.6	23.4	23.4	23.6	23.7	23.8	21.5	21.6	21.5	21.5	21.5	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.3	21.3	21.2
事業系ごみ原単位（資源）	t/日	1.8	1.9	1.5	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
集団回収	g/人・日	48.7	50.2	53.3	49.1	45.7	43.1	39.0	37.6	34.8	31.8	34.1	33.9	33.7	33.5	33.5	33.4	33.4	33.3	33.2	33.2	33.2	33.1	33.1	33.1	33.1	33.0	33.0	33.0

注1. ごみ総排出量については、小数点以下の数値を端数調整して示しています（ごみや資源の排出量は小数第一位を四捨五入しているため、品目別の和と合計欄の値が一致しない場合があります。）

注2. 計画処理量については、※1・※2は同値になります。

※1：家庭系ごみ、事業系ごみの合計

※2：ごみ・資源の品目別の合計

注3. 平成26年度以降の家庭系の燃やせるごみは、家庭系のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）と台所資源（生ごみ）を含みます。

注4. 平成26年度以降の家庭系ごみ原単位（ごみ）は、プラスチック製容器包装等の量（平成26年度（基準年度）は58g/人・日（プラスチック製容器包装は49g/人・日、台所資源（生ごみ）は9g/人・日）、令和14年度（目標年度）は59g/人・日（プラスチック製容器包装は50g/人・日、台所資源（生ごみ）は9g/人・日））を除きます。

	項　　目	単位	年度										予測																	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
ごみ処理・処分量	焼却処理量	t/年	36,515	37,062	37,001	37,851	36,828	35,903	35,063	34,096	34,454	37,726	37,464	37,233	37,145	37,066	37,085	32,661	32,565	32,436	32,405	32,155	32,000	31,845	31,782	31,538	31,385	31,203	31,115	30,824
	燃やせるごみ（全量）	t/年	35,476	36,042	35,526	36,218	35,513	34,601	33,786	32,606	33,085	36,619	36,354	36,130	36,047	35,973	35,992	31,594	31,502	31,379	31,349	31,109	30,959	30,810	30,749	30,516	30,369	30,194	30,109	29,829
	破砕処理後焼却処理量ほか	t/年	988	895	1,366	1,555	1,307	1,246	1,221	1,430	1,314	1,107	1,110	1,103	1,098	1,093	1,093	1,067	1,063	1,057	1,056	1,046	1,041	1,035	1,033	1,022	1,016	1,009	1,006	995
	生ごみ残渣	t/年	51	125	109	78	8	56	56	60	55	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	637.1	646.1	642.7	659.2	640.9	626.5	611.9	599.3	607.0	666.8	671.1	671.3	672.2	673.2	674.2	597.6	598.8	599.4	600.2	600.2	600.3	601.1	602.1	602.9	603.9	604.2	605.3	605.8
	焼却処理率	%	66.8	66.7	68.1	72.0	72.2	72.2	70.1	69.9	70.0	78.4	78.2	78.3	78.3	78.4	78.4	76.6	76.6	76.7	76.7	76.7	76.7	76.7	76.8	76.8	76.8	76.8	76.9	76.9
	プラスチック固形燃料化	t/年	1,538	1,725	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	剪定枝資源化	t/年	153	146	112	88	83	68	54	60	37	28	28	28	28	28	28	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23	22	22
	生ごみ堆肥化（生ごみ回収量）	t/年	610	638	629	554	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	生ごみ減容化及び堆肥化（生ごみ回収量）	t/年	－	－	－	－	516	513	438	494	469	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	最終処分量	t/年	3,868	3,737	3,181	2,680	2,187	2,149	2,641	2,430	1,690	1,737	1,728	1,718	1,706	1,693	1,684	1,486	1,443	1,406	1,374	1,338	1,306	1,278	1,256	1,229	1,208	1,191	1,176	1,158
	直接埋立	t/年	243	233	188	278	238	191	267	250	53	44	44	44	44	44	44	43	43	43	43	42	42	41	41	41	41	41	41	40
	焼却残渣	t/年	2,599	2,411	1,964	1,410	1,154	1,100	1,451	1,371	839	944	943	945	947	950	956	828	825	826	827	823	818	816	815	809	805	803	801	795
	中間処理施設処理残渣	t/年	1,026	1,093	1,029	992	795	858	923	809	798	749	741	729	715	699	684	615	575	537	504	473	446	421	400	379	362	347	334	323
	1人1日当たり最終処分量	g/人・日	67.5	65.1	55.3	46.7	38.1	37.5	46.1	42.7	29.8	30.7	31.0	31.0	30.9	30.8	30.6	27.2	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5	24.1	23.8	23.5	23.2	23.1	22.9	22.8
	最終処分率	%	7.1	6.7	5.9	5.1	4.3	4.3	5.3	5.0	3.4	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9
	再生利用量	t/年	18,083	18,594	16,955	15,146	15,340	14,910	15,464	15,583	16,255	13,016	13,056	12,952	12,891	12,837	12,820	12,277	12,221	12,156	12,130	12,030	11,967	11,893	11,857	11,746	11,678	11,597	11,546	11,432
	直接資源化量	t/年	10,019	10,193	9,777	7,978	8,302	8,133	9,160	9,615	9,739	6,731	6,699	6,652	6,626	6,601	6,593	6,548	6,517	6,484	6,471	6,420	6,386	6,346	6,327	6,267	6,228	6,186	6,160	6,097
	プラスチック製容器包装	t/年	635	698	1,494	1,399	1,609	1,647	2,028	2,397	2,416	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	紙類・衣類等	t/年	7,825	7,939	6,756	5,168	5,261	5,010	5,682	5,783	5,887	5,341	5,313	5,275	5,255	5,234	5,228	5,192	5,167	5,141	5,130	5,090	5,064	5,032	5,016	4,969	4,938	4,904	4,884	4,833
	飲食料用びん・缶・ペットボトル	t/年	1,559	1,556	1,527	1,411	1,432	1,476	1,450	1,435	1,436	1,390	1,386	1,377	1,371	1,367	1,365	1,356	1,350	1,343	1,341	1,330	1,322	1,314	1,311	1,298	1,290	1,282	1,276	1,264
	中間処理後再生利用量	t/年	5,271	5,523	4,109	4,346	4,414	4,305	4,070	3,829	4,539	4,485	4,455	4,421	4,404	4,389	4,385	3,904	3,890	3,870	3,866	3,833	3,813	3,793	3,783	3,750	3,732	3,707	3,692	3,658
	焼却灰・ばいじん資源化量（セメント・路盤材の原料、人工砂）	t/年	1,599	1,861	2,160	2,411	2,599	2,617	2,336	2,163	2,741	3,106	3,089	3,066	3,052	3,043	3,040	2,632	2,623	2,608	2,607	2,584	2,571	2,558	2,552	2,530	2,518	2,501	2,493	2,469
	プラスチック固形燃料化	t/年	1,538	1,500	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	生ごみ施設投入量	t/年	513	568	509	533	512	431	438	494	469	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	剪定枝資源化量	t/年	153	146	112	88	83	67	54	61	37	28	28	28	28	28	28	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23	22	22
	ガラス・金属類	t/年	1,468	1,448	1,328	1,314	979	936	1,003	890	976	928	921	913	910	906	905	858	853	850	848	842	836	831	828	820	816	811	806	799
	飲料用びん・缶（八甫のみ）	t/年					241	254	239	221	221	211	207	205	204	203	203	201	200	199	198	197	196	195	194	192	191	190	188	187
	ふとん	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	小型家電リサイクル	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	91	200	198	197	198	197	197	177	178	177	177	175	175	174	174	173	172	170	171	169
	集団回収量	t/年	2,793	2,878	3,069	2,822	2,624	2,472	2,234	2,139	1,977	1,800	1,902	1,879	1,861	1,847	1,842	1,825	1,814	1,802	1,793	1,777	1,768	1,754	1,747	1,729	1,718	1,704	1,694	1,677
	再生利用率（リサイクル率）	%	33.1	33.5	31.2	28.8	30.1	30.0	30.9	31.9	33.0	27.1	27.3	27.2	27.2	27.1	27.1	28.8	28.8	28.7	28.7	28.7	28.7	28.7	28.6	28.6	28.6	28.6	28.5	28.5

注1. 処理・処分量は小数第一位を四捨五入しているため、各項目の和と合計欄の値が一致しない場合があります。
注2. 集団回収量は、H21までは紙類・衣類、びん、缶。H22以降は全量紙類・衣類。
注3. 焼却処理率＝焼却処理量÷計画処理量
注4. 最終処分率＝最終処分量÷計画処理量
注5. リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量
注6. 平成26年度の1人1日当たり焼却処理量（666.8g/人・日）は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の量（プラスチック製容器包装等は63g/人・日（プラスチック製容器包装は53g/人・日、台所資源（生ごみ）は10g/人・日））を含みます。
注7. 平成26年度の最終処分量（1,737t）は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の量（プラスチック製容器包装等は90t/年（プラスチック製容器包装は76t/年、台所資源（生ごみ）は14t/年））を含みます。
注8. 平成26年度の再生利用率（リサイクル率（27.1%）は、プラスチック製容器包装等を焼却したと仮定した場合の値（プラスチック製容器包装等は5.2%（プラスチック製容器包装は4.4%、台所資源（生ごみ）は0.8%））を除きます。

議案第９８号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　　久喜総合文化会館
　　久喜市菖蒲文化会館
　　久喜市栗橋文化会館
２　指定管理者として指定するもの
　　東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
　　株式会社ケイミックスパブリックビジネス
　　代表取締役　橋　本　鉄　司
３　指定の期間
　　令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第９９号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称

久喜市立つばめクラブ
久喜市立さくらっこクラブ
久喜市立たんぽぽクラブ
久喜市立あおばっこクラブ
久喜市立あおげわくわくクラブ
久喜市立北斗キッズクラブ
久喜市立久喜児童クラブ
久喜市立江面児童クラブ
久喜市立清久もみじクラブ
久喜市立菖蒲東学童クラブ
久喜市立小林・栢間学童クラブ
久喜市立菖蒲学童クラブ
久喜市立三箇学童クラブ
久喜市立鷲宮学童クラブ
久喜市立東鷲宮学童クラブ
久喜市立鷲宮中央学童クラブ
久喜市立桜田小学校学童クラブ
久喜市立上内学童クラブ

２　指定管理者として指定するもの

埼玉県久喜市青葉一丁目2番地2
一般社団法人久喜市学童保育運営協議会
理事長　橋　本　久　雄

３　指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

　久喜市立つばめクラブ他17クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１００号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市立くりっ子放課後児童クラブ
２　指定管理者として指定するもの
　埼玉県久喜市栗橋中央二丁目7番1号
　くりっ子放課後児童クラブ父母会
　会長　吉　田　直　美
３　指定の期間
　令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　梅　田　修　一

提案理由
久喜市立くりっ子放課後児童クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１０１号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市立風の子学童保育クラブ
　久喜市立風の子南学童保育クラブ
２　指定管理者として指定するもの
　埼玉県久喜市南栗橋四丁目21番地1
　誠風会
　　会長　大　鹿　良　夫
３　指定の期間
　令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由
久喜市立風の子学童保育クラブ及び久喜市立風の子南学童保育クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１０２号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市立しずか学童クラブ
２　指定管理者として指定するもの
　埼玉県久喜市上川崎438番地13
　特定非営利活動法人ほほえみ放課後児童クラブ
　　理事長　山　下　安　代
３　指定の期間
　令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由
久喜市立しずか学童クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１０３号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市総合体育館(第1体育館、第2体育館)
　有料公園施設等(久喜市総合運動公園、青葉公園、清久公園)
２　指定管理者として指定するもの
　毎日興業・日本美装グループ
　(代表者)
　埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1
　毎日興業株式会社
　　代表取締役　田　部　井　　良
３　指定の期間
　令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由
久喜市総合体育館及び有料公園施設等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第１４号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

専　決　処　分　書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

１　損害賠償額　　72,710円
２　相　手　方　　○○○○○○○○○○
　　○　○　○　○
３　事故の概要
　令和2年9月8日午後3時頃、久喜市菖蒲町菖蒲地内の2号街区公園において、職員が乗用刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、道路に止まっていた自動車の窓ガラスを破損させた。

令和２年１０月２日

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第１５号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

１	契約の名称	内部情報系システム(ＷＡＮシステム)用機器賃貸借
２	契約の目的	賃貸借契約期間が満了する内部情報系システム(ＷＡＮシステム)用機器を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。
３	契約の金額	30,406,200円 (月額506,770円)
４	契約の方法	指名競争入札
５	契約の相手方の住所及び氏名	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20 富士通リース株式会社　関東支店 支店長　坂　口　雄　二
６	契約締結の年月日	令和2年8月27日
７	契約の期間	令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一